

クラウドストレージサービス規約

2011年12月1日改定

第1条(規約)

株式会社チロロネット(以下「チロロネット」といいます)は、この「クラウドストレージサービス規約」(以下「規約」といいます)を定め、チロロネットはこの規約に基づき、契約者(以下「お客さま」といいます)へ対して「チロロネットクラウドストレージサービス」(以下「サービス」といいます)をご提供します。

第2条(規約の変更)

チロロネットは、お客さまの承諾を得ることなく、この規約を変更することができるものとします。この場合の料金その他のサービス提供条件は、変更後の規約に従うものとします。

第3条(サービス利用申込み)

サービス利用申込みにあたってはチロロネットの所定の申込書に必要事項を記入し捺印の上、チロロネットに郵送もしくはFAXすることで受付ます。また、書類の受理をもって利用申し込みとします。
2. 所定の申込書の内容の不備がある場合、チロロネットは申込書を受け付けけないものとします。
3. 第13条および第14条による初期費用および初回の利用料金の入金が確認され次第、チロロネットは必要な初期設定作業を開始するものとします。
4. 前項においては、既にチロロネットとの取引口座が存在し、チロロネットが認めた場合のみ、申し込み後すぐに初期設定作業を開始することがあります。

第4条(サービス利用契約の成立)

サービスの利用契約の成立は、第3条第1項に基づいて行われた申込みに対し、チロロネットが申込書を受け取った時点にて成立するものとします。

第5条(サービス利用申込みの拒否)

チロロネットは、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用申込みを承諾しない、もしくは承諾後であっても承諾の取り消しを行うことができるものとします。

- (1)申込み内容に虚偽の事実の記載があった場合
- (2)申込者に支払い能力がない、支払いが困難、もしくは支払いを怠るおそれが見受けられる場合
- (3)申込者が第9条(利用の停止)に該当する場合
- (4)チロロネットの業務の遂行上または技術上に著しく困難がある場合
- (5)サービスを利用することで法令等に抵触する、または抵触することと見できるとチロロネットが判断した場合

第6条(契約事項の変更)

お客さまは、サービス利用申込書に記載した事項に関し、変更が生じた場合は、すみやかにチロロネットまでお届けください。その場合は、所定の申請書を提出していただきます。ただし、権利の譲渡を行う際は、チロロネットにて第5条に基づく審査を行い、その結果、権利の譲渡を認めない場合があります。

第7条(サービスの利用制限)

チロロネットは、電気通信事業法第8条の規定により、天災事変その他の非常事態が発生し、もしくは発生するおそれがある場合は、災害の予防もしくはは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他の公共の利益のために緊急を要する重要通信を優先的に取り扱うため、サービスの提供を制限または停止することがあります。

第8条(サービスの中断)

チロロネットは、次の場合にはサービスの提供を中止することができるものとします。

- (1)サービス用設備の保守または工事中、やむをえない場合
- (2)関連施設の電気通信設備の障害等、やむをえない場合
2. チロロネットは、前項の規定により、サービスの提供を中断する場合は、緊急やむをえない場合を除き、あらかじめその旨をお客さまに対し、ホームページにて通知いたします。

第9条(サービスの解約および停止)

1. お客さまは最低契約期間の拘束によらず、お客さまの自由意志によって解約できるものとします。解約を希望するお客さまは、その旨を事前通知した上で所定の解約申込書をチロロネットに対し、解約を希望する10日前までに配達されるよう、郵送する必要があります。チロロネットは解約申込書が到着次第、残金の精算書を発行します。なお、返金精算は一切行いません。
2. チロロネットは、第3条に基づいて申込みを受けたサービスに対し、初期費用などの入金が確認できない場合、書面にてサービス開始日をお客さまに通知していた事実に関わらず、サービス開始を停止することができるものとします。
3. チロロネットは、お客さまから利用料金の入金が確認できなかった場合、サービスの継続に関するお客さまの意志の有無に関わらず、サービスを停止することができるものとします。また、サービスを停止したことによる責は一切負いません。

第10条(禁止事項)

チロロネットは、サービスの利用にあたり、次の行為を禁止します。

- (1)公序良俗に反して利用する行為
 - (2)憲法または法律、条例に反する行為
 - (3)第三者の著作権、財産、プライバシーを侵害する行為
 - (4)他のお客さまに迷惑をかける行為
 - (5)他のお客さま、または第三者に不利益を与える行為
 - (6)他のお客さま、または第三者を誹謗中傷する行為
 - (7)ポートスキャン、パスワードクラック等の破壊行為により、サービスの不具合を意図的に発生させる行為
 - (8)チロロネットの営業を著しく妨害する行為
 - (9)その他、チロロネットがサービス提供に不相当と判断される行為
2. チロロネットは前項の行為が確認できた場合、当該お客さまへの事前通知なしにその利用資格を取消または停止することが出来ます。また、当該データまたはサーバー設定を変更または削除できるものとします。

第11条(サービス提供の廃止)

チロロネットは、チロロネットの都合により、本サービスにおける特定のサービスまたはサービス全てを廃止する場合があります。その際、お客さまは廃止について承諾するものとします。

2. チロロネットは、前項の規定によりサービスを廃止するときは、お客さまに対し、廃止する日の30日前までに、その旨を電子メールで通知します。

第12条(料金の適用)

本サービスのサービス料金は、パンフレットまたはホームページ等に掲載されている内容に従うものとし、支払い方法等が規定されている場合には、その条件に従うものとします。
2. 将来において、消費税率が改定された場合は、新しい消費税率にて再計算したサービス料金をお客さまはチロロネットへい払うものとします。

第13条(料金等の支払い方法)

サービス料金等は、お客さまにおいてチロロネットが指定する期日までにチロロネットの指定する方法により、チロロネット指定の金融機関に対して支払うものとします。ただし、その送金手数料等は、お客さまの負担とします。

第14条(支払いの遅延)

お客さまは、サービス料金等について、支払い期日

を経過してもなお支払いがされない場合は、支払い期日の翌日から支払い日の前日までの日数について、年14.6%の割合で計算して得た額を延滞利息としてお支払いいただきます。また同時に、支払期日以降より支払確認が取れるまでの間、サービス利用停止の措置を講じます。その措置による責は一切追いません。

第15条(損害賠償の限度)

チロロネットが提供するサービスの全部または一部を、お客さまの責によらない理由により、お客さまが全く利用できない状態(同程度の内容を含みます、以下「利用不能」とします)が生じた場合において、当該利用不能をチロロネットが知った時刻から起算して、24時間以上、サービスの利用不能の状態が継続したときに限り、その時間分を時間単位(分以下は切り捨て)で計算し、利用料金を控除いたします。ただし、第7条および第8条に規定する事由により、チロロネットが適正にサービスを提供できない場合を除きます。

2. サーバー機に障害が発生し、サービスが利用不能となった際は、同等のサーバー機を無償にてご用意・ご提供させていただき、サービスを継続します。

第16条(免責)

チロロネットは第15条1項の場合を除き、お客さまがサービスの利用に関して被った被害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他の法律上の責任を問わず、一切の損害賠償責任を負いません。

2. サービスを提供しているサーバー機器またはネットワーク機器に対して、不正アクセス及び不正アクセス防止法に含まれる外部からのアクセスに起因する損害について、チロロネットは一切の損害賠償責任を負いません。
3. サービスを提供しているサーバー機器またはネットワーク機器の障害、ソフトウェア障害等に起因するデータ消失において、チロロネットは一切の損害賠償責任を負いません。
4. 利用者が本サービスを通じて他者に損害を与えた場合、当該利用者は自らの責任において問題を解決するものとします。

第17条(合意管轄及び法台)

チロロネットとお客さまの間に生ずる係争は、岡山地方法裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。
2. お客さまは諸法令および諸規則を遵守するものとします。

以上。